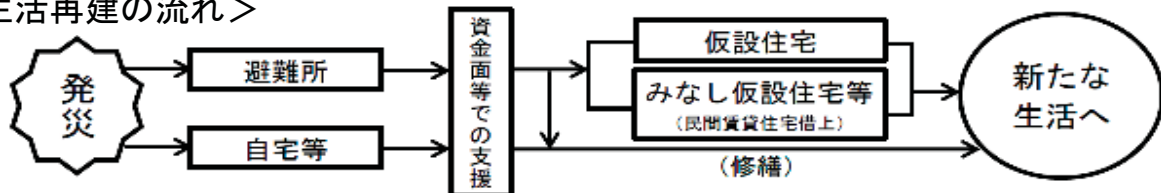


被災された皆様へ～熊本県からのお知らせ～

熊本地震で被災されたみなさまに、心よりお見舞い申し上げます。
このリーフレットは、被災されたみなさまの健康を守るためにご注意いただきたいことや、住まいや見舞金に関する大まかな内容を紹介しています。
ご家族や周囲の方にもお声をかけていただき、ご活用いただければ幸いです。

<生活再建の流れ>



1. 健康を守るために注意すること 具合が悪くなったら、早めに医師等に相談しましょう。

エコノミークラス症候群

- (1) 長時間同じ(特に車中等での窮屈な)姿勢でないようにする。
 - (2) 足の指をこまめに動かす、または歩く。
 - (3) 適度な水分を取る。
 - (4) 時々、深呼吸をする。
- ★RKKラジオにて予防体操放送中！



熱中症

- 室内でも、外出時でも、
- (1) こまめに水分を補給する。
 - (2) 暑さを避ける。
- ※気温が急に上昇した日、家の片付けなどの作業を行うとき、車やテントの中などでは特に注意してください。



感染症予防

- (1) 咳が出る時は、マスクをする。
- (2) 食事前やトイレ後は流水で手を洗う。
洗えないときはアルコール等で消毒する。
- (3) 素手や素足で土や石、がれきに触れない。



食中毒予防

- (1) 消費(賞味)期限内に食べる。
開封したら、保存せずにその場で食べる。
- (2) 調理したものは早めに食べる。
- (3) 食品は冷蔵庫や清潔な冷暗所で保管する。



2. 避難所生活で注意すること

- 避難所には男性、女性、高齢者、子ども、障がいをお持ちの方など、様々な方がいらっしゃいます。プライバシーに配慮しながら、お互いに助け合って共同生活を送りましょう。
- 避難所の住環境は、みなさんが役割を分担し、ルールを守って良くしていきましょう。
- 気づいたことは貼り紙をするなど、情報を共有しましょう。

り災証明と応急危険度判定の違いについて

<り災証明>

被災者が、各種の支援施策や税の減免等を申請するにあたって、必要とされる家屋の被害程度を市町村長が証明するものです。お住まいの市町村へお求めください。

<応急危険度判定>

地震直後(～2週間程度)、余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次被害を防止するとともに、被災者がそのまま自宅で生活してよいか、避難所へ避難した方がよいかなどを判定するために市町村が行う調査です。 ※すべての住宅が判定されるわけではありません。

このようなことから、り災証明と、応急危険度判定の結果は異なることがあります。

被災された皆様へ～熊本県からのお知らせ～

3. 住まいのこと

仮設住宅について

仮設住宅には、県や熊本市が建設する応急仮設住宅と、民間賃貸住宅を借り上げる(みなし応急仮設住宅)の2種類があります。

	応急仮設住宅	民間賃貸住宅借上げ (みなし応急仮設住宅)
利用できる方	災害時点において熊本県内に住所を有し、住居の被災の程度が「全壊」又は「大規模半壊」で、居住する住宅がない方。なお、ライフラインの途絶や避難指示等により長期にわたり自らの住居に居住できない方や、「半壊」でも家屋の解体・撤去に伴い自らの住居に居住できない方は対象となる場合があります。	
入居期間	最長2年間	
家賃	無料	無料 1か月当たりの家賃が原則6万円以下であること。 (5名以上(乳幼児を除く)の場合は9万円以下) ※本制度による使用について貸主が同意していること
	※光熱水費、管理費、共益費等は入居者負担。	

※応急仮設住宅と民間賃貸住宅借上げ(みなし応急仮設住宅)の併用はできません。

※被災した住宅の「応急修理」を利用する方は、上記制度との併用はできません。

●問合せ先: 被災時にお住まいの市町村

被災住宅の応急修理について

住宅が半壊し、自らの資力では応急修理をすることができない世帯、又は大規模半壊した世帯に対し、被災した住宅の屋根、居室、台所、トイレ等日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理します。(市町村が業者に委託して実施します)

●修理限度額: 1世帯あたり57万6千円

※同じ住宅に2以上の世帯が同居している場合は1世帯とみなされます。

※全壊の世帯についても、応急修理をすることにより居住できる場合は、対象となります。

※本制度と応急仮設住宅(みなし仮設住宅含む)を併用することはできません。



居宅の片づけなどのボランティアについて

居宅内及び周辺の片づけ等についてのご要望は、お住まいの市町村のボランティアセンター(社会福祉協議会)へお問い合わせください。ボランティアセンターで調整のうえ、ボランティアの方に協力をお願いします。
※危険を伴う作業など、すべてのご希望に添えないこともありますので、ご了承ください。

宿泊施設の提供について

ご自宅が損壊するなどして避難所で生活されている方々のうち、高齢者、障がい者、妊産婦などの特別な配慮が必要な方とそのご家族に対して、旅館、ホテルを提供しています(食事あり)。

※ご自宅が半壊以上のため自宅での生活が困難な方も新たに対象となりました。

●期間: 応急仮設住宅等の整備により、避難所として利用する必要がなくなるまで

●問合せ先: 被災時にお住まいの各市町村

被災された皆様へ～熊本県からのお知らせ～

4. 各種支援策について

被災者生活再建支援金について

震災により住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に支援金が支給されます。

- 支給額:50万円～300万円(詳細は裏面参照)
- 対象:大規模半壊以上の世帯

日本財団見舞金について

り災証明書で「全壊」「大規模半壊」と認定された世帯に、一世帯あたり20万円を支給します。貸家やアパート等の賃貸住宅に居住の場合も対象となります。

義援金について

全国から熊本県に寄せられた義援金は、県が各市町村に配分し、各市町村において、被災者の方に支給します。義援金受け取りの具体的な手続きや時期などは、お住まいの市町村にお尋ねください。

健康保険・介護保険について

住家が全半壊となった方や、業務を休・廃止された方などは、医療機関等に申請することにより、医療保険(市町村国保、後期高齢者医療、協会けんぽ)の窓口負担、介護保険の利用料が、免除されます(平成28年7月末まで)。

- 問合せ先:ご加入の各保険者

税金の減免について

以下の各税目について、軽減や減免を受けられる場合があります。

- 国税:** 所得税及び復興所得税
- 県税:** 個人事業税、不動産取得税、自動車税
- 市町村税:** 固定資産税、住民税など



災害援護資金について

震災で世帯主が1か月以上の負傷をしたときや、住居や家財に大きな被害を受けた場合、一定所得以下の世帯の方は、資金の貸し付けが受けられます。

- 借入上限額:最高350万円(被害状況による)
- 利率:年利3%
- 償還期間:10年
- 据え置き期間:3年(特例あり)

生活福祉資金(小口貸付)について

当座の生活費として、一世帯につき10万円以内の貸し付けを受けることができます(無利子)。
※世帯員の中に被災による死亡者がいる場合など特別な場合は、一世帯につき20万円以内

年金について

国民年金保険料の全額免除又は一部の免除を受けることができる場合があります(全額免除等は、住宅等の財産について被害金額がおおむね1/2以上の損害を受けられた方対象)。

- 問合せ先:
 - ・被災者専用フリーダイヤル(0120-558-656)
 - ・または市町村、お近くの年金事務所



5. 主な支援制度一覧(早見表)

		り災証明書				問合せ先
		全壊 (家屋の経済的損害が50%以上)	大規模半壊 (同40%以上50%未満)	半壊 (同20%以上40%未満)	一部損壊 (同20%未満)	
給付	被災者生活 再建支援金	最大300万円	最大250万円 ※やむを得ない 事由により解体 した場合は全壊 と同様	原則対象外 ※やむを得ない 事由により解体 した場合は全壊 と同様	—	被災時にお住まいの市町村窓口
	※単身世帯の場合は、それぞれ3/4相当額になります。 詳しくはお問い合わせください					
	自治体独自の 支援金	各自治体(県・市町村)で決定				各自治体
	応急修理 ★	応急修理で居住可能になる 場合のみ	最大57万6千円		—	被災時にお住まいの市町村窓口
	義援金 (一次配分)	20万円	10万円		—	被災時にお住まいの市町村窓口
	日本財団 見舞金	20万円		—	—	日本財団 事務センター 03-6435-5751 平日9:00~18:00
融資	災害援護 資金	最大350万円			—	災害時にお住まいの市町村窓口
	住宅金融 支援機構	建設 最大(1650万+特例加算額510万)			—	住宅金融支援機構(災害専用) 0120-086-353 9:00~17:00
		補修 最大730万円(引方移転・整地を伴う場合は+440万円)				
生活福祉資金 (緊急小口資金)	一世帯につき一回限り10万円以内 (一定の条件を満たす場合は、一世帯につき一回限り20万円以内)					住所又は避難所最寄の市町村社会福祉協議会
その他	応急仮設住宅 ★	対象		家屋の解体撤去に伴い自分の住居に住めない方	—	被災時にお住まいの市町村窓口
	民間賃貸住宅 借上げ制度★ (みなし仮設住宅)	対象		家屋の解体撤去に伴い自分の住居に住めない方	—	被災時にお住まいの市町村窓口

★応急修理と応急仮設住宅(みなし仮設住宅含む)を併用することはできません